

北海道告示第10488号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和4年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び提 出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
<p>1 北海道国際交流・協力 総合センター補助金 本道の国際化を推進し、 豊かで活力ある地域社会の 実現を図るため、公益社団 法人北海道国際交流・協力 総合センターが実施する世 界各国との国際交流事業や 国際協力事業について、予 算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益社団法人北海 道国際交流・協力 総合センター</p>	<p>補助事業の執行上、知事が認 めた次の経費とする。 1 給料、職員手当 2 共済費 3 賃金 4 報償費 5 旅費 ただし、旅費の支給におい て、経済的な経路及び方法の 考え方は道の取扱いに準じ る。 6 交際費 ただし、補助事業の執行に 係る会費及び贈呈品の購入に 限る。 7 需用費 ただし、食糧費について は、補助事業の執行上、直接 的な必要性から費消される経 費に限る。 8 役務費 9 委託料 10 使用料及び賃借料 11 その他知事が必要と認める 費用</p>	<p>10分の10以内 (多文化共生地 域連携ネットワ ーク事業につい ては、2分の1 以内) 寄附金その他 の収入金がある ときは、補助金 等の額の算定に 当たり、当該寄 附金その他の収 入金の控除等を行 う。</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様 式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和4年4月12日 提 出 先 総合政策部国際局国 際課</p>		
<p>2 移動通信用鉄塔施設整 備事業費起債償還費補助 事業 地域間の情報通信格差是</p>	<p>平成23年度以後に 移動通信用鉄塔施 設整備事業におい て過疎債又は辺地</p>	<p>1 過疎債を活用した場合 移動通信用鉄塔施設整備事 業において発行した過疎債の 当該年度の元利償還に要する</p>	<p>1 過疎債を活 用した場合 41分の6.3 以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提 出 先</p>		

<p>正を図るため、移動通信用鉄塔施設整備事業を実施するために借り入れた過疎債又は辺地債の元利償還金の一部について、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>債を活用し、無線通信の業務の用に供する無線通信用施設及び設備を設置した市町村</p>	<p>経費 2 辺地債を活用した場合 移動通信用鉄塔施設整備事業において発行した辺地債の当該年度の元利償還に要する経費</p>	<p>2 辺地債を活用した場合 55分の6以内</p>	<p>別に指示する様式</p>	<p>式</p>	<p>総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課</p>		
<p>3 移動通信用鉄塔施設整備事業 電気通信事業者による携帯電話等の移動通信サービスの見込めない地域の解消を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>移動通信用鉄塔施設整備事業に要する経費のうち次に掲げるもの 1 施設・整備費 2 用地取得費・道路費</p>	<p>2分の1以内 (無線通信事業者が複数社参画し事業を実施する場合には3分の2以内)</p>	<p>総政第6号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第6号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 正本2部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課</p>		<p>書類は総合振興局長又は振興局長を経由すること</p>
<p>4 イノベーション創出研究支援事業費補助金 北海道の大学・試験研究機関等の優れた研究シーズ、地域資源等の活用を図る研究開発等に要する経費を予算の範囲内で補助することにより、本道産学官連携の基盤形成を推進するとともに、北海道経済の自立・発展及び道民生活の向上に資することを目的とする。</p>	<p>公益財団法人北海道科学技術総合振興センター</p>	<p>1 補助事業者が、次に掲げる事業を行う大学等試験研究機関等に所属する研究者、中小企業者に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) スタートアップ研究補助金 (2) 発展・橋渡し研究補助金 2 補助事業者が1の(1)及び(2)の事業に係る課題募集・選考及びフォローアップを行うために要する経費のうち次に掲げるもの (1) 研究課題の募集に要する経費 (2) 研究課題の選考に要する経費 (3) アドバイザーの委嘱等に要する経費 (4) 技術動向調査に要する経費 (5) 事業推進委員会等の開催に要する経費 (6) 事業成果の広報・成果発表会開催に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 採択課題決定の日から14日以内 提出先 総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課</p>		

		(7) その他特に必要と認められる経費						
5 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業補助事業 北海道大学連携型起業家育成施設に入居する者に対し、当該施設の利用に係る経費の一部を補助することにより、起業や新規事業展開を促進し、もって本道産業の振興を図ることを目的とする。	北海道大学連携型起業家育成施設の一部を賃借し入居している者であって、大学若しくは高等専門学校の研究成果を活用して研究開発等を行う者又は大学若しくは高等専門学校と連携して研究開発等を行う者のうち、起業又は新事業展開を図ろうとする中小企業者で、道内に事業所等を有する者又は施設退去後に道内に新たに事業所等を設置する計画がある者。ただし次に掲げるものを除く。 1 単一の大企業からの出資が、資本金の2分の1以上を占めている中小企業者 2 複数の大企業からの出資が、資本金の3分の2以上を占めている中小企業者 3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている中小企業者	北海道大学連携型起業家育成施設の入居に係る賃料。ただし、消費税及び地方消費税並びに入居者が別途負担する光熱水費等は含まないものとする。	1月につき、入居する居室の床面積の合計（1平方メートル未満の端数は切り捨てる。）に、居室の使用形態及び入居年数の区分に応じ、次に掲げる額を乗じて得た額以内 1 2以外を使用の場合入居年数1～5年まで300円 2 給排水可能な実験室を使用の場合 (1) 入居年数1～3年まで600円 (2) 入居年数4～5年まで300円	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課		

	<p>4 施設に入居後2年以内に事業化に係る法人を設立する計画のない個人</p> <p>5 入居者の起業等を支援する目的で入居する者</p> <p>6 当初入居開始の日から起算して、5年を経過している者</p> <p>7 道税を滞納している者</p> <p>8 その他知事が交付対象と認めない者</p>							
<p>6 地方独立行政法人北海道立総合研究機構施設整備等補助金</p> <p>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第42条の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構が行う施設整備等の財源に充てるため必要な経費を交付することを目的とする。</p>	<p>地方独立行政法人北海道立総合研究機構</p>	<p>補助事業の実施に要する経費のうち、施設整備・設備整備・解体撤去及びこれらに係る委託業務に要するもの</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>総政第6号様式（施設設備整備）</p> <p>総政第9号様式（施設整備等工事）</p> <p>総政第14号様式</p> <p>総政第18号様式</p> <p>総政第20号様式</p> <p>総政第32号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>総政第6号様式（施設設備整備）</p> <p>総政第9号様式（施設整備等工事）</p> <p>総政第29号様式</p> <p>総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課</p>		
<p>7 プロパンガス価格安定事業</p> <p>離島住民の生活の安定を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域に指定された離島の地域を有する町</p>	<p>家庭用プロパンガスの本土から離島までの航路運送（復路を含む。）に要する経費相当額</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>総政第2号様式</p> <p>総政第14号様式</p> <p>総政第18号様式</p> <p>総政第20号様式</p> <p>総政第43号様式</p>	<p>総政第2号様式</p> <p>総政第29号様式</p> <p>総政第31号様式</p> <p>総政第43号様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	
<p>8 夕張市財政再生支援対策費補助金</p> <p>夕張市が発行した再生振</p>	<p>夕張市</p>	<p>夕張市が発行した再生振替特例債の償還額のうち、利子償還に要する経費</p>	<p>1.5分の0.25以内</p>	<p>総政第2号様式</p> <p>総政第14号様式</p> <p>総政第18号様式</p>		<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 ・令和4年9月1日</p>		<p>実績報告は要しな</p>

<p>替特例債について、夕張市の利子負担の低減を図るため、予算の範囲内において補助する。</p>				<p>総政第31号様式</p>		<p>償還分 令和4年9月7日 ・令和5年3月1日 償還分 令和5年3月7日 提出先 総合政策部地域行政 局市町村課</p>		<p>い。</p>
<p>9 運輸事業振興助成交付金 旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の輸送力及び安全運行の確保、輸送サービスの改善、輸送コストの上昇の抑制等に資することを目的に交付する。</p>	<p>一般社団法人北海道バス協会 公益社団法人北海道トラック協会</p>	<p>次の事業に要する経費 1 軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業(以下「特定運輸事業」という。)を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業 2 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業 3 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業 4 特定運輸事業の適正化に関する事業 5 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業 6 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業 7 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業 ただし、当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。 8 公益社団法人日本バス協会並びに公益社団法人全日本トラック協会に対する出えん 9 国土交通大臣が総務大臣に協議して定める事業</p>	<p>定額</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部交通政策 局交通企画課</p>		

<p>10 北海道鉄道利用促進環境整備事業費補助金 北海道高速鉄道開発株式会社が北海道旅客鉄道株式会社に貸与する鉄道車両の取得に対する経費の一部に対し、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>北海道高速鉄道開発株式会社</p>	<p>補助事業者が北海道旅客鉄道株式会社に貸与する車両を取得するために要する費用（車両本体及び附属品の合計の額）とする。</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する書類</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課</p>		
<p>11 北海道離島航路旅客定期航路事業 離島地域の振興並びに離島住民の民生の安定及び向上に資するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>離島航路旅客定期航路事業を営む者</p>					<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課</p>		
<p>(1) 離島航路事業</p>		<p>航路損益計算書により算出された純損失額</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>総政第14号様式 総政第39号様式 総政第41号様式 総政第42号様式 別に指示する様式</p>				<p>実績報告は要しない。</p>
<p>(2) 運賃割引事業</p>		<p>離島航路旅客定期航路事業を行う場合における次の経費 1 離島住民の旅客運賃割引額（各航路区間ごとの昭和55年1月1日現在の1キロ当たりの認可運賃（2等旅客運賃）から13円50銭を差し引いた額に当該航路区間のキロ数を乗じて得た額（その額が現行の運賃の5分の1に相当する額を下回るものについては、当該運賃の5分の1に相当する額。10円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。）に当該航路区間ごとの割引に係る利用人員を乗じて得た額の合計額） 2 離島在住の妊産婦の妊産婦運賃割引額（妊産婦が検診又</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>総政第14号様式 総政第39号様式 総政第40号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第40号様式</p>			

		は出産のために離島航路の1等船室（1等船室に自由席がない場合は2等船室）又は急行料金を徴する船舶を利用する場合において、毎年1月1日現在の認可運賃（急行料金を含む。）の3分の2に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。）に当該航路区間ごとの割引に係る利用人員を乗じて得た額の合計額）						
12 空港整備事業 空港法（昭和31年法律80号）第4条第1項第6号に掲げる空港の整備を促進するため、予算の範囲内で補助する。	空港整備をする地方公共団体	空港整備事業（国庫補助事業に限る。）に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 建設事業費 2 1に係る地方債の元利償還に要する経費	2分の1以内	総政第9号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式	総政第9号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 令和4年12月1日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課		
13 住宅騒音防止対策事業費補助金 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「航空機騒音防止法」という。）に基づき実施される住宅騒音防止事業を行う補助事業者に対し、補助事業者の負担額の軽減を図るため、予算の範囲内で補助する。	航空機騒音防止法に定める特定飛行場の所在する市	1 工事費 本工事費、工事負担金及び工事雑費 2 事務費 3 設計監理費 (1) 設計図書作成のための経費 (2) 工事監理を行うための経費 (3) 所有者等が補助金の交付を受けるために必要な経費	2分の1以内	総政第9号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第76号様式 別に指示する様式	総政第9号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 総政第76号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 令和5年2月1日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課		
14 ハイジャック等防止対策事業補助金 航空機の不法奪取等の防止対策の一環として、乗客所持品の検査を行い、もって航空交通の安全を図るため、予算の範囲内で補助する。	検査事業を実施する航空運送事業者	航空運送事業者が北海道が管理する地方管理空港（運営権者が運営等を行う空港を除く。）において、エックス線透視等手荷物検査装置又は金属探知機を使用して検査業務を実施する事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、消費	2分の1以内	総政第75号様式 （検査業務委託費の場合に限る。） 総政第6号様式 （保安施設設置費の場合に限る。）	総政第75号様式 （検査業務委託費の場合に限る。） 総政第6号様式 （保安施設設置費の場合に限る。）	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課		

		<p>税及び地方消費税を除く。</p> <p>1 検査業務委託費 検査業務の外注委託に要する経費</p> <p>2 保安施設設置費 エックス線透視等手荷物検査装置及び金属探知機又は監視装置の設置及び更新に要する経費</p>		<p>総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第29号様式 総政第31号様式</p>		
<p>15 道内空港国際航空定期便就航促進奨励事業費補助金 新型コロナウイルス感染症の拡大により失われた本道の国際航空需要回復のため、新たに道内空港に路線を就航する航空会社が行う事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>国際航空旅客定期便 道の要請に応じて、道内空港発着の国際航空旅客定期便を就航させる航空会社。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>1 他の航空会社が国際航空旅客定期便を運航している路線に就航させる者</p> <p>2 過去に当該路線の運航を再開し、その際、本補助金による助成を受けた者</p> <p>3 当該路線の運休後、夏季スケジュール又は冬季スケジュールを超える期間を置かず定期運航を再開させる者 ただし、既に当該路線として就航済みの路線で本補助金の交付中であつたものの、新型コロ</p>	<p>道内空港発着の国際航空旅客定期便の運航に直接要する経費</p>	<p>定額（1億円を限度とする。）</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>	

	ナウウイルス感染症の流行により運航休止を余儀なくされた路線を含むものとする。							
16 国際航空定期便再開補助金 新型コロナウイルス感染症の影響により失われた本道の国際航空需要回復のため、道内空港発着の国際航空旅客定期便の運航を再開する航空会社が行う事業に対し、予算の範囲内で補助する。	国際航空旅客定期便 令和2年（2020年）1月に道内空港発着の国際航空旅客定期便を運航していた航空会社で令和4年度（2022年度）以降に運航を再開する航空会社。ただし、令和4年度（2022年度）に国際航空旅客定期便を運航し、道内空港国際航空定期便就航促進奨励事業費補助金を受領する見込みである者を除く。	道内空港発着の国際航空旅客定期便の運航に直接要する経費	定額	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課		
17 丘珠空港周辺緑地整備事業 道内航空網の拠点である丘珠空港と丘珠空港周辺の住民が良好な関係を保ち、空港と周辺住民が共存するために必要な周辺環境整備を推進するため、札幌圏都市計画緑地事業46号丘珠空港緑地に要する費用に対して、予算の範囲内で補助する。	札幌市	国庫補助事業及び単独事業に係る起債（整備時助成の補助額の基礎となる事業に限る。）の償還に要する額（国庫補助事業における市負担額の全てに起債が認められた場合にあっては、当該起債の償還に要する額）及びその利息とする。ただし、交付税措置される額を除く。	3分の1以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 別に指示する様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 令和5年2月28日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課		
18 離島航空路線維持対策	株式会社北海道エ	補助対象事業により発生した	3分の1以内又	総政第2号様式		提出部数 1部		実績

<p>事業（路線維持事業） 離島における住民の生活に必要な旅客輸送の確保及び離島における空港の効率的な利用に資するため、離島航空路線の就航に係る航空路線維持に要した費用に対して、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>アシシステム</p>	<p>経常損失額から運航費補助対策事業の補助対象経費（以下「運航費補助対象経費」という。）を除いた額とし、その上限は、補助対象者が算出した実績損失見込額から運航費補助対象経費を除いた額とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は、含めないものとする。</p>	<p>は経常損失額の10分の1の額を控除した額の2分の1以内</p>	<p>総政第14号様式 総政第18号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>		<p>提出期限 令和3年度決算確定後30日以内 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>		<p>報告は要しない。</p>
<p>19 離島航空路線維持対策事業（運航費補助対象事業） 離島における住民の生活に必要な旅客輸送の確保及び離島における空港の効率的な利用に資するため、離島航空路線の就航に係る運航費に対して予算の範囲内において補助する。</p>	<p>株式会社北海道エアシステム</p>	<p>補助対象事業に要した次の経費とし、その上限は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号）第62条により定められた額とする。 航空燃油費、航空機燃料税、空港使用料、航空機材維持費、整備費、運航乗務員人件費、客室乗務員人件費、運航部門費、運送部門費、営業部門費、一般管理費、代理店手数料、営業外費用</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 令和4年4月22日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>		<p>実績報告は要しない。</p>
<p>20 道内地方空港新規路線誘致促進事業補助金 道内地方空港への新規航空路線の誘致を通じ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で減少した航空需要回復に資するため、道外空港と中標津空港、紋別空港、丘珠空港、奥尻空港、利尻空港（以下、「民間委託外空港」という。）とを結ぶ路線及び民間委託外空港間を結ぶ路線に就航する航空会社に対し、地上支援業務に要する経費について、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>本邦航空運送事業者</p>	<p>補助事業に係るデアイシング経費とする。ただし、賃金（補助事業に不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費を除く。）、食糧費、消費税及び地方消費税を除く。</p>	<p>10分の10以内とする。ただし、着陸1回あたり20万円、1年あたり合計で640万円を限度とする。 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>総政第2号様式 総政第15号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第30号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>		

<p>21 民間委託外空港チャーター便誘致事業 中標津空港、紋別空港、丘珠空港、奥尻空港、利尻空港へのチャーター便の誘致を通じ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で減少した航空需要回復に資するため、これらの空港のいずれかを発地または着地として、2地点間に4往復8便以上のチャーター便を運航する航空会社に対し、運航に要する経費について、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>本邦航空運送事業者</p>	<p>補助対象便を運航するために要する経費とする。ただし、賃金（補助事業に不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費を除く。）、食糧費、消費税及び地方消費税を除く。</p>	<p>1便あたり15万円とする。 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>総政第2号様式 総政第15号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第30号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>		
<p>22 公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団運営事業費補助金 公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団の健全な運営を図り、事業を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団</p>	<p>公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団の運営に必要な経費。ただし、北海道から派遣している職員に係る人件費は除く。</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和4年4月8日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>		
<p>23 住宅防音対策助成事業費補助金 新千歳空港周辺地域の深夜・早朝の時間帯における航空機騒音の影響の軽減・防止を図るため、公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団が行う住宅防音工事助成事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団</p>	<p>公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団が行う住宅防音工事助成事業のうち次に掲げる経費 1 工事費 本工事費（工事価格、消費税等相当額） 2 設計監理費 設計図書の作成及び工事監理のために必要な経費 3 手続代行等業務費 所有者等が補助事業者への助成金交付手続や助成対象工事に伴う諸手続及びこれに附帯する業務を設計監理業者に委託した場合の経費</p>	<p>100分の95以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和4年4月8日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>		

<p>24 新地域振興特別対策事業費補助金 新千歳空港の24時間運用を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>苫小牧市</p>	<p>苫小牧市が行う地域振興特別対策事業のうち次に掲げる経費</p>	<p>10分の9以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>		
<p>(1) 施設整備等事業費</p>		<p>1 起債の対象となる次の経費については、当該起債対象経費から起債充当額及び事業費補正額を差し引いて得た額 (1) 設計監理費のうち実施設計費、工事監理費 (2) 用地造成費 (3) 用地取得費 (4) 施設整備費及び付帯施設整備費 (5) 既存施設の大規模な改良、改築費 (6) 事務費（会食に要する経費は除く。） (7) その他 2 起債の対象とならない経費で必要と認める経費</p>						
<p>(2) 起債償還事業費</p>		<p>施設整備等事業費の欄中の許可された起債の元利償還費については、当該起債の元利償還費から地方交付税算入額を差し引いて得た額</p>						
<p>25 新千歳空港周辺地域振興基金運用益見合補助金 新千歳空港の24時間運用を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団</p>	<p>新千歳空港周辺地域振興基金の運用益の目標金額に不足金額を積立するために要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>		
<p>26 新千歳空港周辺地域振興基金造成事業 新千歳空港の24時間運用</p>	<p>公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団</p>	<p>公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団が行う新千歳空港周辺地域振興基金の造成に要す</p>	<p>定額</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和5年3月31日</p>		

<p>に関し、関係地域の振興や活性化を進めるため、新千歳空港周辺地域振興基金の造成に対し、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>る経費</p>		<p>総政第20号様式 総政第32号様式</p>		<p>提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>		
<p>27 新千歳空港周辺地域振興特別対策事業（苫小牧市冷暖房機器等設置） 新千歳空港の24時間運用を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団</p>	<p>公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団が行う苫小牧市冷暖房機器設置事業のうち次に掲げる経費 1 工事費 機器代金及び本工事費（工事価格、消費税等相当額） 2 設計監理費 設計図書の作成及び工事監理のために必要な経費（当該工事と一体と認められる工事の設計監理費を含む。）であって、その額が6万円を超える場合にあっては6万円とする。 3 手続代行等業務費 所有者等が補助事業者への助成金交付手続や助成対象工事に伴う諸手続及びこれに附帯する業務を設計監理業者に委託した場合の経費</p>	<p>・工事費及び設計監理費 100分の81 ・手続代行等事務費 100分の90</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和4年4月8日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>		
<p>28 地域振興特別対策事業費補助金 新千歳空港の24時間運用を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>苫小牧市</p>	<p>苫小牧市が行う地域振興特別対策事業のうち平成19年度から平成21年度にかけて発行された起債の平成22年度以降に係る元利償還額</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>		
<p>29 千歳市空港周辺地域生活環境等対策基金造成補助金 「深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数の変更に係る覚書」に基づき、航空機騒音の軽減対</p>	<p>公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団</p>	<p>千歳市空港周辺地域生活環境等対策基金造成に係る経費</p>	<p>定額</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和4年4月8日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>		

策、地域の活性化及び住民生活の安定・向上に資する事業等を実施することを目的として、公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団に千歳市空港周辺地域生活環境等対策基金を造成するため、予算の範囲内で補助する。								
30 道内航空需要回復支援事業費補助金 新型コロナウイルス感染症の拡大により失われた本道の航空需要回復のため、予算の範囲内で交付する。	道内空港が所在する地域において当該空港の利用促進を行う市町村及び経済界等で構成された協議会等市町村	航空会社が参画した利用促進事業（航空機利用の促進に向けた取組等）又は地域振興事業（就航都市等と連携した取組等）に要する経費	2分の1以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。）	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課		
31 北海道未来人材応援事業費 「輝きつづける北海道」の実現に向けて、高い志を持って様々な分野において海外で学び、未来の北海道をリードする人材を育成するため、予算の範囲内で助成金を交付する。				総政第77号様式 総政第78号様式 別に指示する書類	総政第77号様式 総政第79号様式 別に指示する書類	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部地域創生局地域政策課		
(1) 学生留学コース	「北海道海外留学支援事業～トビタテ！道産子海外留学応援プログラム～」募集要項（令和3年度）で定める派遣留学生の要件に該当する令和3年度に採択された者（別記1） 北海道未来人材応援事業学生留学コース募集要項（令	交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外留学等に要する経費のうち、次に掲げるもの 1 海外での滞在費 海外での滞在月数（1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。） 2 往復渡航費 海外留学等のための渡航及び帰国（他団体等から渡航及び帰国に係る支援を受ける場合を除く。）	別表1のとおり 別表2のとおり					

	和4年度)で定める派遣留学生の要件に該当する令和4年度に採択された者(別記2)	3 授業料相当額 留学先における授業料及び登録料(宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。)	10分の10以内 (ただし、30万円を限度とする。)					
(2) スポーツコース	北海道未来人財応援事業実施要項で定める対象者の要件及び各コースの対象に合致する者(別記3)	交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外研修等経費のうち、次に掲げるもの 1 海外での滞在費 海外での滞在月数(1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。) 2 往復渡航費 海外研修等のための渡航及び帰国(他団体等から渡航及び帰国に係る支援を受ける場合を除く。) 3 研修等受講料相当額 海外研修等の受講に必要な経費(宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料を除く。)	別表1のとおり 別表2のとおり 10分の10以内 (ただし、30万円を限度とする。)					
(3) 文化芸術コース	北海道未来人財応援事業実施要項で定める対象者の要件及び各コースの対象に合致する者(別記3)	交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外研修等に要する経費のうち、次に掲げるもの。 1 海外での滞在費 海外での滞在月数(1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。) 2 往復渡航費	別表1のとおり 別表2のとおり					

		<p>海外研修等のための渡航及び帰国（他団体等から渡航及び帰国に係る支援を受ける場合を除く。）</p> <p>3 研修等受講料相当額 留学先における授業料及び登録料並びに国際的競技大会等参加に要する参加費及び機材運搬費（宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学幹旋業者手数料を除く。）</p>	<p>10分の10以内 （ただし、30万円を限度とし、機材運搬費に関して他に収入金があるときは、助成金の額の算定に当たり、当該収入金の控除等を行う。）</p>				
(4) 未来の匠コース	<p>北海道未来人財応援事業実施要項で定める対象者の要件及び各コースの対象に合致する者（別記3）</p>	<p>交付対象者が、自ら企画した事業計画に基づき実施する海外研修等に要する経費のうち、次に掲げるもの。</p> <p>1 海外での滞在費 海外での滞在月数（1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。）</p> <p>2 往復渡航費 海外研修等のための渡航及び帰国（他団体等から渡航及び帰国に係る支援を受ける場合を除く。）</p> <p>3 研修等受講料相当額 海外研修等の受講に必要な経費並びに国際的競技大会等参加に要する参加費及び機材運搬費（宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学幹旋業者手数料を除く。）</p>	<p>別表1のとおり</p> <p>別表2のとおり</p> <p>10分の10以内 （ただし、30万円を限度とし、機材運搬費に関して他に収入金があるときは、助成金の額の算定に当たり、当該収入金の控除等を行う。）</p>				

別記

- 1 日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(12)に掲げる要件を全て満たす学生
 - (1) 独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）の「官民協働留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム～」（以下「トビタテ！留学JAPAN」という。）で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
 - (2) 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生
 - (3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生
 - (4) 日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生
 - (5) 留学に必要な査証を確実に取得できる学生
 - (6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
 - (7) 令和4年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
 - (8) 留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が本制度による奨学金の支給月額を超えない学生。なお、日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給は認めない。
 - (9) トビタテ！留学JAPANにおいて過去に派遣留学生として採用されていない学生
 - (10) トビタテ！留学JAPANの令和3年度後期（第14期）の他のコース（理系分野、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース、地域人材コースの他の地域事業）及び令和3年度（第7期）高校生コースに応募していない学生（既に上記のいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記の応募を取り下げることが可能）。
 - (11) 北海道創生・海外留学支援協議会に加盟している北海道の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第3年次以上で専攻科含む）、専修学校（専門課程）に在籍する学生
 - (12) 将来、北海道の企業等に就職する等、北海道の発展に貢献する意思を有する学生
- 2 日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(8)に掲げる要件を全て満たす学生
 - (1) 北海道創生・海外留学支援協議会に加盟している北海道の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした正規の課程に在籍する学生で、留学終了後、在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
 - (2) 北海道の在籍大学等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生
 - (3) 日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生
 - (4) 留学に必要な査証を確実に取得できる学生
 - (5) 令和4年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
 - (6) 留学中のインターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための助成金を受ける際には、その平均月額が本事業による助成金の支給月額を超えない学生
 - (7) 北海道未来人財応援事業において過去に派遣留学生として採用されていない学生
 - (8) 将来、北海道の企業等に就職する等、北海道の発展に貢献する意思を有する学生
- 3 日本国籍を有する者または日本への永住が許可されている者で、次の(1)～(9)に掲げる要件を全て満たす者
 - (1) 令和4年4月1日現在の年齢が満18歳以上満39歳以下であること。
 - (2) 海外での活動等に必要な査証を確実に取得できること。
 - (3) 本事業により助成を受ける海外での活動等の経費について、他団体等からの助成金を重複して受給していないこと。
 - (4) 申請者本人または申請者と同一家計の家計支持者（父母等の保護者）の収入（申請者が扶養されている場合は同一家計の家計支持者の収入、それ以外の場合は本人の収入）が日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たすこと。
 - (5) 令和4年4月1日現在で本道市町村に住民登録があること。（学生の場合は、道内の学校等に在籍していることを証明できる場合を含む。）
 - (6) 海外での活動等の受入先等が求める語学力を有するなど海外での活動等に堪えられる語学力を有すること。
 - (7) 海外での活動等の受入先等が確保されていることが証明できること。
 - (8) 海外での活動等の終了後（帰国後）、3年間、道内に居住すること。（特別な事情がある場合又は事業計画書において、引き続き海外で北海道に貢献する活動を行う予定としている場合を除く。）
 - (9) 本事業により海外で活動中の者及び事業計画書において、引き続き海外で北海道に貢献する活動を行う予定とし、現に海外で活動中の者は、本道の認知度向上への協力等を行う「北海道特派員」として、本道の魅力等の周知、渡航先で経験した話題や最新情報の提供等の活動を行い、道が求める都度、活動内容等を報告すること。

別表 1

交付基準	区 分	交付基本額
海外での滞在月数（1月の滞在日数が15日未満になる場合を除く。）	甲地区 （北米、シンガポール、欧州（※次の地域を除く。）、中近東）	160,000円／月
	乙地区 （アジア（シンガポールを除く。）、大洋州、中南米、アフリカ及び甲地区以外）	120,000円／月

※（除く地域） アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア

別表 2

渡航先	交付基本額
アジア地域 （アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス）	100,000円
上記以外の地域	200,000円